

～ 法人のご案内 ～

社会福祉法人 天竜厚生会は、多様なサービスがそのご利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、ご利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としています。

～ 法人内障がい者相談事業のご案内 ～

- ◆ 藤枝市委託相談支援事業 (アクシア藤枝)
- ◇ 浜松市委託相談支援事業 3ヶ所
(てんりゅう・はまきた・ひがし)
- ◆ 特定相談支援事業 5ヶ所
(てんりゅう・はまきた・ひがし・きずな・アクシア藤枝)
- ◇ 障害児相談支援事業 4ヶ所
(てんりゅう・はまきた・ひがし・きずな・アクシア藤枝)

◆ 特定相談支援事業について

平成24年4月の法律改正により、障害者総合支援法に基づく福祉サービスを利用する場合に、どのサービスをどの事業所でどれくらい使うかなどの「計画案作成」、「計画書作成」やサービスが合っているかを継続確認する「モニタリング」をする仕組みの「相談支援事業」が始まりました。

まずはお気軽にお電話で御連絡ください。

☆ 連絡先 ☆

藤枝市障害者相談支援事業所 天竜厚生会アクシア藤枝

電話 (054) 639 - 0325

受付時間 平日:午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

住所 藤枝市宮原 823-1

F A X 054-639-0395

メール sou_akushia@tenryu-kohseikai.or.jp

ホームページ <http://www.tenryu-kohseikai.or.jp/>

☆ 交通のご案内 ☆

- R1 藤枝 BP 谷稲葉 I.C より北へ 5km
- 藤枝ゆらく線(バス) 宮原上 下車 徒歩 3分



ふじえだししょうがいしゃそうだんしえんじぎょうしょ
藤枝市障害者相談支援事業所

天竜厚生会 アクシア藤枝



くらしの相談窓口

藤枝市障害者相談支援事業所は、障がいを持つ方の自立と社会参加の促進をはかることを目的とし、障がいを持つ方やそのご家族等からの様々な相談を受け、支援及び関係機関等との調整をおこなう場所です。



福祉サービス利用相談

福祉サービス利用に関する情報提供、制度や手続きの相談支援をおこないます。

生活に関する相談

生活をする上で困りの内容に関し、一緒に考え解決するための支援をおこないます。

権利を守る相談

皆様が安心して暮らすことができるように、判断能力が十分でない方への成年後見制度紹介、日常生活自立支援等の相談支援をおこないます。

障がい児の相談

入園、入学及び卒業後の進路に関わる相談支援や、子育てに関する相談支援をおこないます。

なんでもご相談ください

行政、教育機関、企業、医療機関、民生委員等とのネットワークを利用し皆様の相談支援を行います。



障がい特性に応じた相談

障がいの種別(身体・知的・精神)ごとに専門的な相談支援をおこないます。

ネットワーク作り

障がいを持つ皆様の生活をより良くするためのネットワーク作りをおこないます。

福祉機器等に関する相談

福祉機器等に関し、必要な情報提供や相談支援をおこないます。

住宅入居への相談(登録制)

住居を探している方への情報提供、賃貸契約による入居契約、手続き等に関する相談支援をおこないます。



障がいに関する相談の流れ

お気軽にご相談ください

障がい者本人・ご家族等からの相談

まずはお近くの相談支援事業所へお電話を



詳しいお話を聞き、現在の状況を整理して、問題を明確にします。
(必要に応じ、ご自宅へ訪問します。)

問題解決に必要なことをご本人(ご家族)と一緒に考えます。
(必要に応じ、支援会議の開催や支援計画の作成をします。)

実際に問題解決に向けた行動および支援を、
ご本人と一緒に開始します。

実際の支援経過について、お話を伺ったり、訪問などを行います。
さらに、他の支援が必要な場合には、方法を一緒に考えます。



問題解決